

◆基本施策の追加(平成30年度～平成31年度)

基本的視点 - 基本目標 - 施策の方向	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち - (1) 家庭における子育て力の向上 - ② 相談体制の充実	子育て世代包括支援センターの設置	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。	健康長寿課 (母子保健) 子育て支援課
Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち - (1) 家庭における子育て力の向上 - ② 相談体制の充実	子ども家庭総合支援拠点の設置	支援拠点に子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員1名を常時配置し、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。	子育て支援課
Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち - (3) 特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 - ① 専門的支援の充実	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設け、連携体制の構築を図る。	社会福祉課 健康長寿課 (母子保健) 子育て支援課